

# ※4回『東亜日報』を読む会

1975.4.19

於・大阪市立弟仲会館

	頁
◎ 社説《法官人事と裁判の公正》 1975.3.6付	1
◎ 社説《食料事情の検討》 3.8付	5
◎ 冷遇うける100万特殊児童 3.11付	7
◎ 詩『冬共和国』 染性佑	10
◎ 日本人業体幹部 女従業員だまして同居 etc	13
◎ 社説《刑法改正案を撤回せよ》 3.19付	16
◎ 刑法中改正法律案 3.20付	18
◎ 社説《刑法改正と法万能主義》 3.26付	19
◎ 「東亜」の立場 3.13付	21
◎ マンガ・回バウおじさん 3.21~4.8	25
◎ 四・一九関係宣言文	30
宣言文 —— 高麗大学学生会	
宣言文 —— ソウル大学学生会	
か1宣言文 —— ソウル大学生宣言文	
か2宣言文	
◎ 民主回復の叫びをうけて 4.2付	34

『東亜日報』を読む会

連絡先 〒655 神戸市垂水区多聞台3丁目10-25-201

TEL 078-781-8677

飛田方  
ヒダ

## 《法官人事と裁判の公正》

裁判の公正は結局法官の「独立した良心」にもとずいてのみ成就される。あまりにも当然な事実をこと新しくとりあげるのは、法官任命に関する憲法の規定とその運用の過程が何れも期待できなかったにうけと疑惑が最近法曹界の一角にあらわれているからだ。

現行憲法は法官の任命権を大統領がもっている。問題はここからはじまっているようだ。古典的な三権分立に固執するのはないが、法官の「独立した良心」は、法官の安全のためというよりは、裁判の公正のために確保されてしかるべきである。そして「法官の独立した良心」は、政治力の排除と人事の安定によってのみ保障される。従って法律も法官の身分保障を強かに規定してきたのである。しかし、現行憲法は法官の人事権を司法府の長ではなく、大統領がおさえているので「独立した良心」保障への疑問が早くからおこっているのが事実である。

言うまでもなく現行憲法は大統領の地位を単なる行政府の長としてではなく、三権を包括した国家元首の地位として設定している。従って、窮極的に重要国事の決定権を大統領がもっていると思われ、法官の人事権もまた同じ趣旨から大統領がもっていると理解される。

それならば、たとえ現行憲法の法文が結果的に司法権の独立に合致しないとしても、国家元首のもとで運行される三権は、そのまゝ各自の分野で忠実に独自性を発揮し、後にその統合調整を国家元首に期待するものが当然なことと思う。現行憲法が法官の任命を「大法院長の申請によって」と規定していることも

まさに とういう意味であろう。

整理して言うならば、法文も重要ではあるが、その運用も  
分らず重要なことである。法文が持っている問題点は、  
いつか修正されなければならぬが、その修正が実現する  
までは運用によって不備を埋めなければならぬ。  
それにも拘らず、法官人事に関する限り法文が持っている  
問題点も、まさに運用にまで及んでいるような結果は  
いくら弁明したとしても妥当なことだといえない。

その具体的な事例が、現行憲法の発効と共に施行  
された法官再任命問題であり、それに対する取沙汰と  
疑惑が今日にまで残っているのは、問題の深刻性を  
もたがっているものと思われぬ。再任命過程で落と  
された法官たちが、等しく行政府の意図に返すような  
判決を行ったというのは、決して偶然のことではない。

国家賠償法の違憲を判決した大法院判事たち、  
ソウル大学デモや籠城事件に無罪を言い渡した  
判事、金大中氏冤爆発物事件の容疑者に釈放  
決定を出した判事、そして司法府の独立性を強調した  
いわゆる司法事件の主役判事たちが、再任命からはずされた  
ほとんどすべてを占めているという事実を誰も偶然の  
一致としてのみがすることはできない。

偶然の一致を疑わしいとしても、あまり度を越した主張を  
ひどい強弁だとなじることはできない。憲法の法文が含ん  
でいる憂慮、より具体的に言うならば、法官の独立した良心  
をゆるがすこともあるような素地が、それを現実化したという  
非難をしたり、ひどいことだとなじることも難しい。従って  
このたび、おとされた法官の再任命を契機に、1973年  
再任命当時はずされたすべての法官の再登用の主張が、  
法曹界から起きていることは、事の道理を正しく把握した  
ことだと考えざるをえない。

我々はこの時機に 憲法の法文が「含んでいる問題点を活用して克服することを勧告し、その克服の始点は、おとされた法官の再登用をさせることに求めなければならぬ」と主張する。なおまた司法府の実情は法官の定員を満たしていない、法官たちが「過重な業務をおしつけられぬは」ならないという状態なのである。

くり返して強調するようではあるが、公正な裁判は法官の「独立した良心」に土台をおいてはじめて遂行される。法官の「独立した良心」は 人事の安定によつてのみ築かれるのである。そしてその保障は、究極的に、憲法的次元で成されるべきことであり、憲法による保障がなされるまではその運用の面において 法官の独立と良心が揺り動かされないよう展開されるべきことである。

## 《食糧事情の検討》

一年の食糧事情を予測するには 諸々の決定要因があるが、特に我国の場合は 穀物の輸入事情が大きなものを占めている。決して満足なことはなく、食糧の国内自給率が68パーセント以上にならない実情ではどうしようもないことではある。

今年の場合、ひとまず現在では意欲的な米の増産計画や、例年に較べて余裕のある持ち越し米、そして早期輸入を急いでいる外国の穀物等で大きな不安をいだかずにいるのは幸なことである。言うまでもなく、今年の麦の出来ぐあいの豊作を予見することは未だ難しく、米の増産計画も政府がどれほどの実質的な生産者価格支持政策をやらなければならないかを考えなければならない問題である。また外国の穀物を輸入する場合海外供給市場が余裕をみせはじめ、価格も暴落しているという点、最も重要なことは、我々の逼迫した外国為替事情から考えれば、外国の穀物輸入の決済のための条件といえることができる。

金を与えても買えない 1973、1974年の食糧狂乱は越えて、米國政府の海外販売制限措置も解けたが、これはどこまでも商業ベースの現金決済の取り引きに限った話なので、韓国が必要とする食糧の長期借入金部門はむしろ減っている。

我々が一般民間需要を埋め合わせて、安定供給を確保するためにも、相当な持ち越しと備蓄が必要だが、加えて、特殊非常備蓄を必要とする状態のもとで、穀物の輸入を現金購買でだけ充たさせるには手にある。

また食糧政策といふのは、生産、消費とも一年だけ予測して運用できないのであり、また現在、ドル価格水準では700~800ドルくらい1人あたり所得水準に至る前までは一貫して穀物消費量がふえるために、安定的な外国の穀物輸入確保は絶対に必要だ。

二二二 安定的な外国の穀物輸入確保という意味は、量の安定確保だけでなく、慢性的国際収支赤字基調の下では外国為替の圧迫をへらすことのできる有利な決済のための条件のこと、長期低利借款による食糧確保という意味も包含される。我々はこの点で米国の韓国に約束した1億5千8百万ドルの米国公法(PL)480号剰余農産物長期借款による食糧供給を744百万ドルに半減するといふ報道を非常に重要視して、少くとも韓国の立場としては不公平で不当だといふことを強調する。PL480号食糧が半減されたなら、米の輸入は確保されるが、その代り小麦ととうもろこしの輸入が難しくなり、それ相応の量を、現金を出して買いとるしかない。

政府の1975年の食糧需給計画が明らかでなく、詳しい数字を知る方法はないが、報道される通りの326万トンの穀物輸入計画と、米と小麦粉の繰り越し、そして予定通りの夏秋の穀物の出来高が達成するならば、PL480号の半分が計画から取消されたとしてももちにたえられるかもしれない。米国の当初計画したとおりの1億4千8百万ドルをすべて供与しない限り、我々の食糧事情は必配せざるをえない。それ故、責任者はこの点に特別な配慮をすることを呉々もお願ひするものである。

一三月一日- 東亞日報より

~~~~~ 冷遇を受ける100万特殊児童 ~~~~~

教育機関への収容 かくういて 6千名

他に財政難・認識不足・運営困難

陰におしやらす5・6才から専攻教育させねば!!

予算・教師養成等施策の制度化切実!

三月に入ると各級学校はいっせいに門を閉じた。健康な子供連は  
もろろの事、体と心が病んでいる 精薄児、肢体不自由児、  
心身障害者連のための特殊学校も門を閉じた。「特殊学校」とは  
盲・聾啞、精薄児、恠性児、肢体不自由児を特殊教育させるとい  
ふのだ。このように特殊学校は全国に4千ヶ所あり現在これら  
教育機関で収容している人員は5700余名(74年2月末)と知れて  
いる。これらは国立、公立、私立と分けられるが7校だけしか  
公立のみ 残りはすべて私立で民間慈善家又は宗教団体により  
運営されているのがほとんどである。教育が可能なものは實際  
に教育の恩恵を授けているこれらの人は社会や家庭から露出された  
境遇である。陰におしやられたままの教育可能児が教育に對する  
意欲も時と差取心と絶望から“光”を見れず、その日その日を  
生きながらえている子供連まで合わせれば我が国 全体の子供連の  
5%に該当しその数100万名と推算されると専門家の  
見解だ。先天的であつたり、又は育見過程で大人連の不注意で  
“造られた”これらの特殊児に對する教育の門は従前通りやまい状態  
であり、社会の冷遇も又通例だ。不具の子供連を正當に人由  
らに生かせる方法は 正常人連からこれらの人々に對する心からの暖  
ににみ出るものが必要だ。

或る人は「まともな人由でも教育を授けられず食困から解放され  
こけないこの現実なのに... 何れにしても不具の子供連に提供可能な  
経済力と労力かどこにあるのか」と危懼心を現わす声もあり  
僻等と理解しているという幾分暖い心のおおし、を持つた社  
会の配慮に見捨てられた特殊児連は 再生(更生)という人由  
当然の叫びをくりかえし くりかえし さげばねはなすはいたろう

近ごろよく言われる「人回回復」「人権意識」こそは、これらの方で切実に要望されている。ソウルを中心とした特殊学校、その中でも精進院、肢体不自由児の苑の特殊学校を挙げれば、ヨンセ再活院「サニエ再活院」「小児マヒ青少年センター」「国立各心院」「盲人学校」「聖ペトロ学校」「フリッツ学校」「ダンニエル学校」等を数えり事か出来る。大部分がキリスト教、聖公会等の宗教団体の力を借りて私立で維持しているが、一部は外国援助を、一部は国家補助と国内後援会又は社会事業家の力でおさうして充たされて、財政貧困、認識不足という課題の前で有効な特殊教育は軌道に乗れない現状である。今やとヨソテ歩みから手を離れたこの分野ではあるが、希望として、その暗いものばかりではない。この三月にソウルの「聖ペトロ学校」とキョンギ道の「フリッツ学校」が文教部の正式承認を受け開校した。父兄連の特殊児に対する認識も次第に変化を見せつつある。彼等自身も一部既存秩序と生活に對するいさいの拒否反心からぬけ出て特殊教育の可能性を理解する様になっている。学界からは、5、6才から早期教育する手と効果があるかと奔走している実情である。特殊教育は一般の学校とは違い、クラス規模は20〜30名で制限して集中教育せねばならず、政府もこの分野に對する予算投入、教材の開発と専門特殊教師の養成問題、治療と職業訓練、適切な施策の制度化の問題と父兄と社会の認識変化等が長期的に並行してのみ、その成果を得る事か出来る。一部特殊教育の現実に紹介してみよう。

- ◇ ヨンセ医療再活院 肢体不自由児連の教育を受けいるか、国民学校の全課程を教育させる。
- ◇ サニエ再活院 国庫支援を受けている私営であつた18才未満の小児マヒ等、特殊児の孤児200余名を収容、教育を受けている。
- ◇ 青少年センター 社団法人小児マヒ児童特殊保育協会がソウル16の三番地 1700坪の借地に建設し、今年中には完工の予定。このセンターには室内体育館、教育館



室のカーペットがあるが 200坪の体育館は部分完工を見たかまた  
実際教育課程には入らぬが児童も使っているから中には 小児が  
成人で構成されたり 弁護士、医者、判事 等が理事として  
運営しつつ国家の年次補助を受けている

○聖ハロ学校 一昨年に聖公会本部で決定を見た後  
6ヶ月の準備期間をかけた4年5月 本二河 聖公長神学校の  
の建物(借地1万坪)を利用 今年三月一日に正式認可を  
受け「聖ハロ学校」(校長 金性謙神父)が開校した。はじめは  
8才から15才迄の子供達13名を収容し小教員は9名であった  
新学期の計画を発表するや50名以上の特殊児が志願して来た  
がその内教育と生活が可能な子供2名が新入生として向かえ  
られ 現在34名の精薄児達が生活・教育を受けている。  
大部分の生徒は父兄が寄宿費を負担しているが 金に到底  
学費負担が不可能な子供6名を学校側では特学制度  
をもち ~~無料~~ 無料教育させていてこれらの特学生は  
八軍婦人会で一部援助している。設立者であり現在校長に  
ある金神父は「設立当時は学校の建物等を聖公会  
本部から寄附を受けたが これらの教師の月給・運営費  
等 いったいの必要を金はおそらく捻出せねばならぬと  
痛めている」と苦しい胸の内を語った。この学校は4千万  
円の予算で特殊学校施設にあつた学校起工費をこの4  
年に済ましたか これから国内募金で経費調達する計画

○ダニエル学校 ソウル ソルトエーパルカレ同533に  
あるダニエル学校は7千2百リン教会で運営 74年12月  
に認可を受け 現在107名の児童を収容している  
本校は精薄児 保母院から委託教育に送られて来た男子  
精薄児(7才~22才)を収めた所であり寄宿舎設備  
が完備され 12名の保母 7名の教師・看護婦  
医者 社会事業家で構成されている

○フック特殊学校 「フック」児童福祉会(会長 7才211)  
で運営に於てこの学校は孤児にも援助加厚して精薄児  
収容教育面でも白く統制している 扶養。

米国人のリーフウィッチが6.25朝日当時戦争孤児の因混血児を米國に入養させたの(かぎかけとナリ) 4万坪余の農場を海外入養を行っていた混血児達の生活・教育基礎とした所。69年から実施してきた特殊教育は 精滯児(めりつひ)学校が正式認可され6日に入学式を挙げた。この学校は精滯児幼稚部、情緒障害者、訓練可能児(低学年) 訓練・教育可能児(中学年) 歩行不能児教育、言語発達教育等の教課程に分けられていて 社会事業家、父兄特殊教育者が配置してあり教育を行っている。精滯児は現在200名 孤児院の児童部合けると450名の人数の家族として教育・生活している。ここは歴史も永く比較的場所も恵まれている。今までは外国援助が頼っていたが大部分の援助から一部の援助に削減されたことからの自立の為に國家の配慮を要請して許されている。この外に李方子(イ)が私設として最初に始めた自行学校(イ)もあり正常児男子学生(孤児)のために作られた「ソウル青年国民学校」(ソウルソウル区)もある。国民学校、中学校課程を正常教育地短縮教育で正常人に一步でも近づけようとする。この特殊教育は子供達の血の通う努力をかたむけていって学校を張りかえり見ゆかあつものか幾度も幾度も眼にあふ水湧き出ている。

〈洪輝子記者〉

# 冬 共 和 国 梁性佑

リャン・ソンウ(梁性佑)氏(32)は、自由実践文協協議員でクワンジュ(光州)中央女子高校教員。現時局を批判するこの詩をクワンジュYWCA主催の「救国断食祈とう会」(2月12日)で朗読したため、同校長から辞表提出を強要された。(東亜日報から記出)

君よ わたらの田畑が 目を覚まし 熱く 熱く 息づかを見よか  
君よ わたらの田畑が 沈み込み 誰かの名を呼ぶのを 呼ぶな  
から 固く固く 二本しを握り 力り力りと 歯ざしりし 作り笑いで  
からからからと 咲笑し 咲笑して 青ざめ 気が遠くなり 誰かの

足の下で 気が遠くなり死に行くのを見たか  
銃と剣で 蒼々しく おどし 田畑に 奮つわれらの 思いを 軍靴で  
ぎゅうぎゅう 踏みにじり 祖先を 嘲笑する

今は 冬なのか

夜の さむかひのか

田畑が 凍てつく 冬の一時を

君よ われらは 何を 考えねば ならぬのか

三千里(注)は いまも 暮らし 良いか

三千里は いまも 美しいのか

嘘だ 嘘だ

毎日 われらは 知らぬ 繰り返して

うつむいて 嘘に 耳を 傾け 骨に ひびく 鞭打ちを

耐え 忍ばねば ならぬ 奴隷だ 農奴だ あやつり人形だ

恥おかし 恥おかし 恥おかし

恥おかし 寝入った 見の 枕えで だが われらは 恥じ入るのみ

一言も 堂々と 言えたい ではないか

見に 置るのは 恥辱のみ

寝入った 見の 枕えで われらは

また 何を 弁明しよう というのか

互いに 鋭く ならみ合い

一言も 心底からの 言葉を 交わす

ぎらぎらと 光る 刃を 隠し

凍った 土地を 注意深く 通り過ぎ 行くのか

どこのかで 立ち上がれと 叫びても

空腹のため よろめく

汚いと ころだが ほかに 場所も ない

われらは また どこに行くべきなのか

われらに むごいくつわを はめ 手はずけ

手はぶけて ぶぶぶかせる者は誰か 君よ それに誰かの  
背中に刻まれた われらの傷跡 鞭打られた  
われらの痛い傷跡を 風よ 冬の季節に 吹き荒ぶ風よ  
おろしの切り裂く下は切先でも 消すとはできぬ

退かぬば ならぬものは 退くべきだ  
絶壁にぶら下がった 笑い話の種も  
鬼にもつかぬ ラジオも 新聞も 雑誌も  
夕に夕と 阿呆のよう 調子を合わせる  
TVも血頃け 正直になつたので  
韓半島の机の片隅に置いてやらねばなるまい  
卑怯なものも 消えてゆき  
汚いものも 消えてゆき 庭にも 道はたにも 野山にも  
愛するものだけが ぎっしり立ち並び  
心と心だけで 話を交わし  
君よ 火薬のにおい 漂う冬の野原に 雑草でござも  
一握りずつ 萌え出るのだ

こんな時には 皆涙をぬぐい 漢江にも ムドン山にも 語りせ  
山鳥にも 一度くらいは語りせ  
君よ

われらか もし 怠惰のゆえに  
われらの 烙印を消せぬばら  
下しろ 標的となって 並び立ち  
猛々しい者らの 銃剣に 倒れるか  
倒れても 倒れても 大声で 叫ばねばならぬのだ

愛する母国語で 叫び

つつじ つつじ つつじを 凍った土地に  
いさよと いさよと 花咲かせ  
田のあせ 畑のあせにも 花咲かせ  
君よ

われらの痛い冬を  
何度も何度も呼びさまし

しほられた手足 春を待ち  
死にもの狂いで 全身をもかくべきではないのか

(注) 三千里... テョソンの別称

### 馬山工団 日本人業体 幹部

女従業員 たがいて同居 結婚にカンつけ 姦淫嫌疑

[馬山]

昨年8月 輸出自由地域の韓国「ミロク」会社の日本人技術者2名  
が 同社の女工2名を連れて 2泊3日の同伴観光旅行で ひともらやく  
をおし、女工たちの抗議で 強制出国させられたあと、今度は 別の  
日本人業体の幹部が 部下である 韓国人女子員の 純潔を奪って 提訴され  
た。

16日 フアン地検 馬山支庁 朴銀権事は 馬山輸出自由地域の日本  
人業体である、韓国「大丸」会社の作業部長「アヤナギ」氏(38)を  
婚姻にカンつけた 姦淫嫌疑で 被訴した。「アヤナギ」氏は 部  
下である同会社 資材課勤務、呉某嬢(20)を誘惑、呉嬢の父母に  
「呉嬢と結婚する」という覚え書きまで書くなど だまして、去る1月  
から 馬山市内の 呉嬢の家に 同居してきた。その間、結婚を催促  
する 呉嬢側の 要求を 延期し 続けてきた「アヤナギ」氏は 現在、  
日本に 専らかいて、呉嬢以外にも 馬山市内に 韓国人の 内縁の妻  
を 2名も おいている 事実が 明らかになって だめだ 呉嬢の  
側で 告訴された。

16日、韓国「大丸」会社の 副社長 池炳哲氏は「アヤナギ」  
氏問題は 呉嬢側と 慰謝料及び 法的問題が 解決される  
のを 待って 出国措置をとる」と あきらかに した。

低賃金・重労働・公害だらけの作業環境

不況の中 女工たちは疲れきっている

ひと月 最低 4~5千ウォン

集団解雇のあと 接待婦・淹落家に転落

女工たちは疲れきっている。たとえば、月 4,500~15,000ウォンの低い賃金に一日 10時間以上の重労働、公害だらけの作業環境とひどい衛生施設による疲労。不況の中、工場などの相続く休業による集団解雇。そして、働き場を失ったあとに探す新しい取組は接待婦や淹落家にまでしみひろかっている。毎年、勤労者の日にたがね、取組ごとに記念式をもち、模範勤労者表彰、娯楽会など各種行事がおこなわれてきたが、女工たちの疲労は変わりない。

## 職業病などの対策 漠然

ソウル ソンドン区 ミョンソク洞 YH貿易のガバ工場は請負制で賃金を支給。金某嬢(18)は一日 16時間ずつ作業して一ヶ月 16,000ウォンほど賃金を受けていた。しかし最近では仕事がほとんどなくて一ヶ月に 4,500ウォンにたがねも容易ではないということだ。

電子製品を生産しているソンドン区 ファヤン洞のA産業も業界の不況で昨年4月から賃金を下げはじめ、昨年3月 28,000ウォンを受けた李某嬢(23)は、先月は 14,600ウォンで半分には下がった。

ソンドン区 ファヤン洞 Y通商のセーター保税加工工場は作業が熟練工を必ずしも必要としないため、賃金が安い見習い工だけを一ヶ月 4,500ウォンずつ与えて雇用し、見習い工が熟練工にたがね、いろんな理由をつけて解雇した後、再び見習い工を採用するということだ。

セーター保税加工工場であるY通商は寮宿舎に暖房施設がなく

屋根からは雨水が流れ、女工たちはかたじけなくのうえにビニールを  
重ねて暮し 20余名の女工が昨年 初秋に凍傷にかかったと  
いう

Sセクター保税工場の寄宿舎も一部屋に30余名あつた収容  
スペースもつけ与えなかった

一ヶ月の寄宿舎費は4,500円。平均月給6,000円から  
寄宿舎費を除けばせいぜい1,500円か のこるということだ

ヨンドンホ区 マンション洞 I化学は作業工程にTDIという  
ドイツ製の化工薬品を使用、中毒者が示えて女工たちの将来  
妊娠にまで支障があるという。また I電子会社に勤務する  
女工たちは大部分、視力が減退していると訴えていて、W模  
倣列王で数年間働いてきたある女工は、作業場で受けた勤聴で苦  
痛を受けているといった

食事所、休けいもせず、おご勤務し、消化不良といろんな胃腸病  
で苦勞している。クロ洞 輸出工団のC会社は今年に入ってすでに  
3回におたつて300余名の女工たちを休取または解雇させ A産業  
の従業員は昨年8月末 5,400名で 3月現在 2,000余名に減った

Y貿易も仕事がない理由で休取または減員を断行し女工  
は退職金一文も受けとれないまま解雇された

Y貿易周辺 ミョンモク洞の酒屋には Y貿易女工出身の接待婦  
が多く、クロ工団周辺も女工あがりの接待婦が大部分だ

Yビヤホール接待婦 金某嬢(20)はしばらくの間、A産業の女工で  
昼は女工として、夜は接待婦として二重取場をもっていたが、女工の  
月給だけではやっていけなくて元から接待婦になって、いっしょに働  
いていた友人も大部分、酒屋の接待婦として働いているということだ

クロ工団のある酒屋の接待婦は「昨年8月 いっしょに取場で解雇  
された友人数名はヨンドンホヨク周辺の私娼家で 娼女業までしている  
と語りながら「そんな女が 少なくない」といった。

\* 社説 \* 刑法改正案を撤回せよ

「東亜日報」3月19日付

与党側が野党との共同召集協商を破棄してまで、あわてて臨時国会を召集した真意が明らかになった。その間、こんどの会期内に政府が某種の重大政治立法を提案するという報道がなほなかったが、与党側はひたすらこれを否認してきた。ところが会期の三日前に、共和党と維政会が刑法中の改正法律案を奇襲的に提案したことは、あまりにもおぼろげなものである。

われわれはまず、政府与党のこうした政治的ひたくりに対して、無限の背信感と、この国の将来に対する深い憂慮を禁じ得ない。国家存立のための最も根幹となる法律の一つである刑法の改正を、それほど急に断行しようとする底意は、一体何であるのか。刑法は他の法律とは異なり、刑罰というのは国家権力による強制が加えられる規範である。従って、その制定や改正はどんな法律の場合よりも慎重にしなければならない。それにもかかわらず、一般世論の反応は聞かずして、国会でそれなりの討議すらせず、ひたくり式に処理してしまおうとする態度は、良識ある政府、与党においてはどうもあり得ないことである。

奇襲的方法で刑法改正を強行しようとするのは、その改正内容が国民が納得できないものであることを政府与党が自認していることに他ならない。刑法第104条に国家冒とくなどの罪を新設しようという同改正案は、理論的にも現実的にもあまりにも不当なものだ。国外で国家または憲法上の国家機関を侮辱または批判したり、それに関する事実を歪曲または虚偽事実を流布したり、その他の方法で国家の安全、利益または威信を害したり、害するおそれがある行為、および国内で外国人や外国団体を利用して同様の行為を行なうことを刑法上の外患の罪と規定し、7年以下の懲役や禁固に処し、10年以下の資格停止を併科できるように処罰するというものであるが、こうした行為がはたして外患の罪となり得るのかどうか非常に疑わしい。

周知のとおり、外患の罪というのは、外患誘致や与敵、利敵のスパイ行為など、国家の対外的地位を侵害する罪として、内乱の罪とともに国家の存立を危くする犯罪である。それ故に、これは原則的に敵国ないし、敵性国との



連繫から発生する犯罪があり、友邦国の憲法上の国家機関や一般世論との接触からは成立しえないものである。

建国以来、韓国は政治、経済、社会、文化のすべての部門で国際主義を指向している。このことは、たとえば「今日のわが経済構造の貿易依存度が70%に達している事実からもおしほかれる。それにもかかわらず、最近になつて政府与党側が政治的に国際主義を極端に排撃するような印象を与えてきたのだから、こんどの刑法改正案は新民党が「新版鎖国主義」だと非難したように、時代の流れに逆行するのみならず、われわれが処している現実とも合われないものである。

与党側が同刑法改正案の提案理由で、一部国民が「わが民族が保持してきた歴史的病弊ともいうべき暴大的根性をまた棄つてやることか」できず、外国人や外国団体に対して「国家の安全や利益または威信を害したり、害をおそれるをなまかしている事例が多い」という実状にかんがみ、「こうした重大行為を処断することによって一部の病的な暴大風潮を根絶し、自主独立国家国民としての自覚と矜持をさらに高め、国民倫理と道義を昂揚させることと併せて、国家の安全と利益そして威信を保全しようとするもの」と言っているが、ほんとうに驚かざるを得ない。

暴大根性はわが民族が保持してきた歴史的病弊だという言葉は、帝国主義、日本の独用史家が、彼らの植民地政策のためにわざと強調したわが民族の歴史に対する中傷であったものであるが、この言葉をわれわれの執権層がそのまま繰り返していることはあつてもおかしくない。また一部国民の言動のために友邦国の朝野がわれわれの立場を曲解して内政干渉をしようとしたと言うなら、それは友邦国に対しても非友好的な態度とならざるを得ない。のみならず、外国人に対する国民の表現の自由を封鎖することで、国民倫理と道義が昂揚するを期待することは、法が何であり、教育が何であるかすら見分けのつかない人間の所行であるというほかない。

金泳三(キム・ヨンサム)新民党総裁の国内外発言と関連して、与党側が暴大言論立法(キム・ヨンサム)を發説した時、われわれはこれを一笑にふした。これが数ヶ月を経て刑法改正案として現われたことをみれば、啞然失色せざるを得ない。いわゆる暴大言論の是非を定めようとするには、政府、与党側の人士たちの事例もいくつあつていい。172年の変則的な憲法改正以後「稟呈」広告弾圧にいたるまで、國際的にこれこそ国家の利益を害し威信を失つてさせるすべての事件が、

誰によつて進行されているのか。

國際的には、また一つの威信を害することになり、国内的にはその上極端した政局を破局に追い込む危険性がないではない刑法改正案を即時的撤回することを望む。

## 刑法中改正法律案

「東亞日報」3月20日付

刑法第2編各則第2章 外患の罪の中の第104条の2 (国家冒とくなど) を次の通り新設する。

第104条の2 (国家冒とくなど) ① 内国人が国外で大韓民国または憲法によつて設置された国家機関を侮辱または批判したり、それに関する事実を歪曲または虚偽事実を流布したり、その他の方法で大韓民国の安全利益または、威信を害したり害するおそれのある者は、7年以下の懲役、禁固に処す。② 内国人が外国人や外国団体などを利用して、国内で前段の行為をする時または前項の例と同じ ③ 第2項の場合には、10年以下の資格停止を併科する。

### 附則

この法は公布した日から施行する。

\*社説\* 刑法改正と法万能主義

「東亜日報」 3月26日付

「憲法も法」であることには違ひはない。その改正がなされるまでは、法の遵守が許えられて当然である。しかし、道徳的正当性を喪失した憲法を継続固定化し、その遵守を強要する時、また当然、起るのが国民の法に対する抵抗権である。道徳的正当性を喪失した憲法の撤廃を要求することは、誰もとどめることのできない国民の基本的権利であるだけに、そのたゞことに法の道徳性回復のための改正作業に立つのが立法機関の当然の義務である。それが達成されない時、当然、守らなければならぬ法の尊厳は立つせを失なう。法への不信を押えることができなくなり、従つて、法の權威もまた支えることができなくなる。

ひとこと言つて、「憲法も法」でも固定しては法万能主義は、反つて法の權威を毀損する因子となるのである。まことに法治の原論を並べたてるとは、先に国会で変則処理された刑法 104条の2「国家冒とくなど」の罪を設定するのみにみられる政府与党の立法心理が、法の精神に大きくはなれぬと信じているためである。

法はもともと政治的手段ではある。社会生活の準則規範を指示することにその使命がある。そうであるが、起るかもしれないある脱線規制する精神で立法がなされなければならぬことは、あまりにも明白なことからである。そのことをある人的対象をあらかじめ仮想し、その規制のために法が作られ、また法が動員されるなら、政治上に立つべき法治主義はかえつて政治の隷屬下に落ちしてしまう。はつきりと我々は、こゝの刑法改正案を練つた成案者の口から「野党のある人々」、それから国外にしばしば出ていき、憲法機関を批判する人々のために法が作られたという説明を幾度も聞いた。何んとうにあつたことである。可能な行動の規制に立法の力点が置かれず、ある人的対象の規制を意図した立法であるが、すでに法の道徳的正当性は失われぬのである。

それだけではない。法の煩雜、言い換へば度を越した多規範は、かえつて無規範状態を招来するに好都合である。倫理的規制に任せなければならぬ

側面は、法が入りこむにはならないのである。その概念すら各人各説である。いわゆる  
事大主義を置き、それに従う特定層の行動を法で規制しようとすれば、法の量産  
はとどまることを知らなくなる。道徳と倫理の万事をすべて法で規制しなけ  
ればならないためである。倫理的規制に任せざるべき題目は、どこまでも倫理的  
規制に任せなければならぬ。わかれはすでに、家庭儀礼法の立法で倫理的  
規制と法学的規制を混同する政府の立法心理を合理的でないとした。  
倫理的規制にまで法が入り込む時、法はその權威と尊嚴を失ない、従って憲  
法の恩潮は濃度を失なうようになる。

その上、刑法104条の2は、「虚偽事実の流布」だけでなく、「その他の方法  
で」國家の安全利益または威信を害したり、「害する虞れがある者」までを処罰  
対象に含んでいる。実にみじめなことだ。「その他の方法」というのは一体どこまで  
法までを含むのであり、「害する虞れ」は、どの程度までの虞れを含むのか。  
この場合には、罪刑法定主義を働かせる考えは生まれぬ。立法成案者も是  
認するように『この題目は改正の余地が残っており、法の運行過程で濫用か  
ないように限定しなければならぬ』とすれば、特に実定的限定を生命  
とする刑法の条項としては、あまりに遜色が多いのである。

のみならず、法運行の弾力性は、完璧な立法を前提とする。いくら完璧な法でも  
實際の運行には虚点が表示されるからである。それにもかかわらず、すでに立法の  
過程で虚点を残し、法運行過程での補完を期待するとすれば、これ以上、その  
立法の拙劣を弁護する方法はないのである。

わかれは、この場合刑法改正案がはたして適法した節次による処理で、  
従ってはたして法による効力を持つてくるのかに対して、強いて言及しない。なぜ  
かといえば、立法と法の執行で見えた政府与党の一方的強行態勢をよく  
経験して来たからだ。また今日の政府与党に対して適法処理の問題と法の實  
効性を論議することは、あまりに無益なことであるとわかって居るからである。

ただ、はたしておまたいことは、國民の身体の自由と表現の自由など、真に基本的な  
基本法は、自ら守らず、倫理的規制に任せざるべき事実はまだ入り込む立法心理は、  
我田引水の法万能主義の表現に他ならず、そのことはすでに法の權威を毀損する  
法治主義への反逆であることを政府与党にまとらせたにだけである。

法の道徳的正当性の回復と真の法治主義の回復を心から望むわかれは、再  
び整然とした法秩序を求めるためにも、刑法104条の2「國家冒とくなど」の項  
目が撤廃されなければならぬことを、重ねて主張してやまない。

## 〈「東亜」の立場〉

1975. 3. 13 付「東亜日報」

「東亜」が昨年12月24日、大量の広告解約事態に直面して以来、すでに80日を数えるようになった。「東亜」が今、経験している経営危機が警告を尽くしたくないことは誰であれ容易に想像しうることであるということ。多言を要しないだろうと思う。「東亜」が民主主義、民族主義、文化主義等の社是を声高く叫びながら、創刊以来いつの間にか、4月1日で五十五星霜を経過来たが、このような財政危機は、以前には経験したことはなかったのである。

加えて、昨12日、一部記者及び社員の新劇及び放送の製作拒否及び妨害が、我々の苦痛を堪えがたいものにしていくことも、理解するにあずかしくないたろうと思う。

勿論、「東亜」を大切にする内外人士らが、熱烈な声援と涙ぐましい救済広告を送ってくださっているのに対しては、感謝のあまり、目かしたら熱くなるのをおぼえられないし、有難く恐縮していることは警告に尽くし難い。それでも広告弾圧を被っている危機はより一層深まっていくことを告白せざるを得ないことは悲しいことだ。

のみならず、去る8日以来「東亜」がとった人事措置に対して、不測の是非までおたらしていきつつには、申し訳ないこと限りなく、事実無根の憶測が「東亜」の自由守護斗争における「東亜」の戦力を弱化させていくという事実に想い至る時、「東亜」の立場に対する、こと新しい闡明の必要を感じる。

また、「東亜」が新聞、出版、放送等を製作する基本姿勢から言えば、独立紙であり、独立的な放送である。如何なる党派にも拘泥しない独自の言論機関たという意味である。与党や野党、または特定の社会団体或は特定の宗教団体の利益のみを代行する機関には決してなり得ないということである。

「東亜」は公正無私な姿勢で、是を是だと、非を非たと言う姿勢を堅持しようと努力しているのである。ある方には無条件に薄く、他の一方には無条件に厚く対する偏頗的態度は厳格に慎んでいくのである。新聞や放送は、社会の鏡だという。当事者が誰であるかを問はず、是は是、非は非とつづき鏡になると、常に努力しているのである。これが独立紙及び独立放送の精神であり、性格である

と信じているからである。

このような独立紙及び独立放送の実を結ぶためには、「東亜」の役員や社員は、いかなる政治団体や社会団体にも所属してはならず、これに関連もしてはならないようになっているのである。このような団体にはばられるようになるならば、その団体の主義主張で自らを拘束し、時にはその指示に服従しなければならない場合も生ずることがあり得るからである。そして、自ら公正性を示すようにあり、党派的な立場をとる危険性もなほないためである。

全てが公正無私な独立紙及び独立放送を指向し、このために社員何人何人が自らの公正性を守ろうとする努力を惜しむことがないよう努力してきたのである。我々自ら、誰にもとらわれぬし、従って、報道や論評にもとらわれぬ堂々とした姿勢をとるために立つ。これが、我が「東亜」の基本路線であり、基本方針である。

次に、「東亜」の製作態度に対して、いつか言及すると、寧ろ言論の自由に関することであるが言論の自由というものは万人の所望であり、その土なる言論に従事する人間としては、この自由を拒絶する人間は誰もいない。しかし、内外の与件と我が言論人の努力で、最近の我が「東亜」の自由言論実践は前に比べ、非常に巾広くなったことは事実だ。しかし、ご存知の通り、自由にはいつでも責任が伴うようになっていく。責任を知らぬ自由、無責任な自由は永続することかできないからだ。必ず責任を問う声があるようになっていくし、万が一にも自由がせしめられ、甚だしは秩序ない放送社会を招来し、自由自体を失うようになる場合もないことはないからである。

我々は、この自由を公正無私に活用しようと思う。ここで公正無私というのは、特定の事柄を報道論評する態度においてのみならず、これを取捨選択するにおいても、必ず守らなければならない準則であることも勿論である。

人間社会は多岐多様で、ここに生じる現象もまた単純ではない。それにもかわらぬ、特定の事柄からは意識的に報道・論評し、他の事柄からはその大小別は意識的に迴避するというのであれば、これは公正な言論人がとる態度ではない。また、同じ事柄であっても、一面だけを強調し、他の面にさしほおくことも決して公正な態度とは云えない。自由という名の下にこのような偏頗な態度が許されるということはないのである。言論人は公正ななければならない義務があり、これに対する社会的責任があるためである。

今我々が内外の多くの人士達から波瀾のうねる声援と、熱い激励を受けられていることは事実である。このことが、「東亜」の広告競争への戦いを培(つちか)うてくれていることも、もちろんである。しかし、一方では、東亜日報を真心から愛する人々から切実な忠告があるという事実にも、そればかりのことではできません。「東亜」の報道は、一面的、一面的で、東亜日報だけを見ていると、世間の事を、そればかりに判断できないという声も、聞こえないという状況も、もちろん、賢明な姿勢ではな

かりに多少の誇張はあっても、我々はこのような忠告を謙虚に受け入れ、今層、公平を期して、一歩踏み出し、市井の刃争諍から家庭の主婦が要求する生活情報にいたるまでこれを忠実に、親身に、報道する余裕を、くわえし採らねばならない。丁時たりに萎しれられたい。い。」「東亜」が、今、必争とするところは、冷静さの回復である。広告弾圧以来、「東亜」の出版、放送は、あまりに興奮して、告発競争で一貫しているというのが、社会一般の言評である。

もちろん、「東亜」は、興奮がバクとして、興奮しているが、このようはことに対しては、聖人も怒らぬとは言えない。それ故、われわれが、興奮したことはむしろ当然なことであると言えよう。

しかし、我々は、私心をはたして、社会の公器を自在に言論展開する。いつまでも興奮状態にしていることはできず、冷静さを回復し、まことの言論の姿勢にもどって、その王座を全うすることができ、我自体の品位を維持することができると言うことも、わからぬわけにはない。興奮は、公正さを失わせ、限度をこえれば危険なものであり、時には、予期しない副作用を招くことにもなりうる。

最後に、言ひたいことはわが社の秩序問題である。わが社が、多くの記者と社員を、解任し、加罰を、かもし出していることは非常に申すに値する。卒直に言つて、社内の位階秩序が保たれることは、取柄のない事柄がこれを、卒直に告白し、はなわけにはいかぬ。

まして、今のような広告弾圧という外憂が、下克上を敢行する社員が、言動おそれという内憂を知っている時に、我々が、生き残ろうとするが、何よりも重要なことは、秩序維持であるならば、わが社の秩序維持もできぬで、この難局をのりきつていくことは、猿木求魚(当野人)と同じことである。

「東亜」は、広吉弾圧を契機として、韓国だけではない、世界の東亜日  
報に発展したという事実を念頭に改めて、この東亜が、無秩序に  
より、指弾の文様となるのは、二人は歎かたしいことだ。この  
どろにどうするか。無秩序は自らおこる要因を内容が同時に、他人  
がつけいるおきを与える。それ故、我々は、いかなる構想であつても  
これを物としおいて、社内秩序を正すこと、全社的一致協力を達成  
しようとするのであり、この度の一事の人事措置もその一環として、理解さ  
れるべきものである。

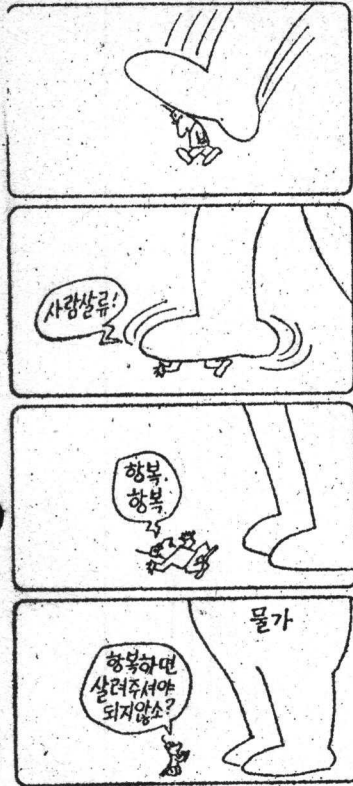
こうして我々は、自由言論守護斗争をさらに能率的に推進するであ  
り、韓国の民主発展に微力も加わることかたざるのである。あつ  
てもはたばどうして、今、「東亜」に対しては物評もあり、是非もあることか  
事案である。これは事実無根の憶測に基因するものであるが、これは、  
将来、我々が、新聞放送を製作していかねば、自由言論をいかにだけ実践  
していかねばということによつて、一掃することかたざることを信じる。

そして、広吉弾圧以来、熱い声援をおしまない内外の人々に、一部  
記者連の製作拒否が送り出す物評に対しても、襟をぬいて謝  
過の言葉を送るものとする。

1975年3月13日、東亜日報社

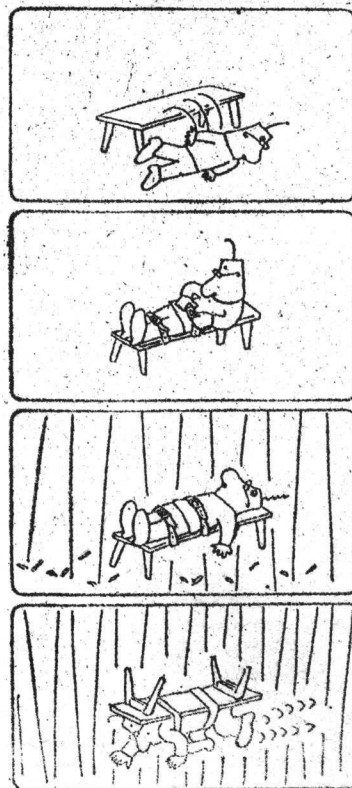
( 記者注. 記者連の解雇を行つた「東亜日報社」の立場を、  
示すものとして、記しました。  
3月13日、一面掲載 )



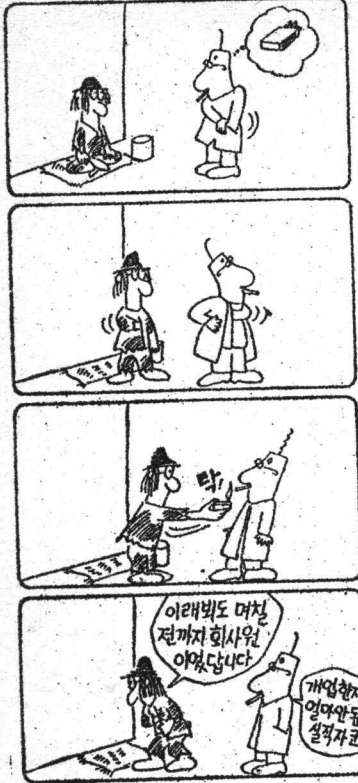


구르!

타트르르르



3.21



이런걸  
이런걸  
이런걸  
이런걸  
이런걸

3.22



파리취침함에 따라갔다 돌아오자 여러분의 덕분에

무사히 돌아 왔습니다만

웬지 밖을 내다 보기가 겁이난다

역시 번고는 있었구나

3.24



3.25



헬로우 김점 아이쿠!

헬로우 엄마야!

외국인의 만나다가 김점이라 사대주의의 국가주도체에 김점

(6374) **근바우영감** 김성환

3.26



(6375) **근바우영감** 김성환

3.27



(6376) **근바우영감** 김성환

3.28



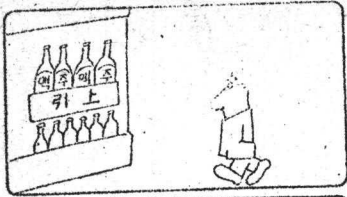
顔色が悪いの  
 家にあかたも  
 15(たさ)2113の?  
 扉にキー  
 が1111  
 211のね

(6377) **근바우영감** 김성환

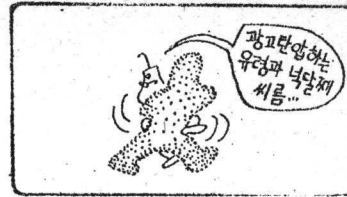
3.29



3.31



4.1



4+2(2+2)

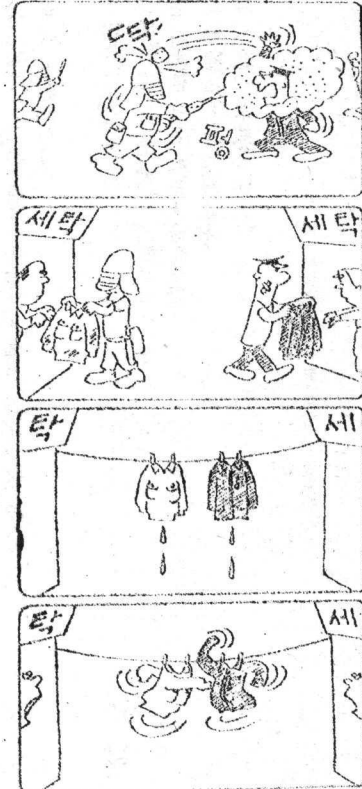
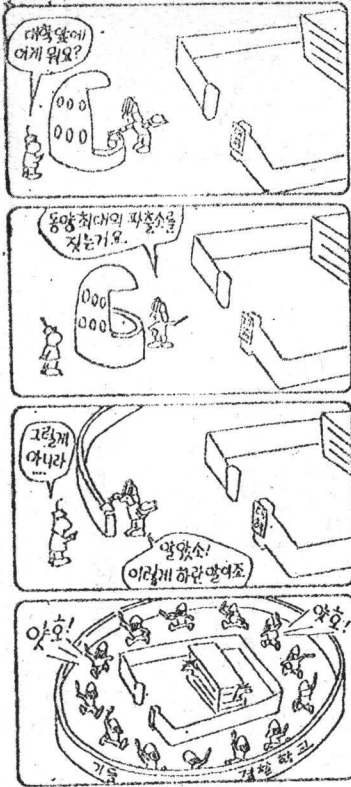


4.2



4.3





# 四·一九關係宣言文(一九六〇)

四·一九發擧 때 필기취지들의 진 宣言文 즉 一九六〇년 四월 十八일의 「高麗大學校學生宣言文」과 同 十九일의 「서울大學校學生宣言文」은 自由黨의 稅政과 不正選舉의 是正을 要求한 것이었으나 四월 二十六일의 教授團에게 對을 유방하고 自由黨政權의 붕괴를 조태하는 계기가 되었다.

## 高麗大學校學生會 서울大學校學生會



## 宣言文

### 高麗大學校學生會

親愛하는 高大學生 諸君!

한 마디로 大學은 反抗과 自由의 表象이다. 이제 窒息한 듯한 既成 獨裁의 最後的 發惡은 바야흐로 全體 國民의 自由와 生命을 威脅하고 있다. 그러기에 歷史의 生생한 證言者의 使命을 띤 우리들 青年 學徒는 이 以上 逆流하는 非의 忿怒를 抑制할 수 없다. 萬若 이와 같은 極端의 惡德과 悖倫을 包容하고 있는 이 濁流의 歷史를 淨化시키지 못한다면 우리는 後世의 永遠한 咀呪를 免치 못하리라. 말할 나위도 없이 學生이 象牙塔에 安住치 못하고 對社會 鬭爭에 參與해야만 하는 오늘날의 二〇代는 確實히 不幸한 世代이다. 그러나 同族의 손으로 同族의 피를 묻고 있는 이 惡辣한

現實을 傍觀하라.

尊敬하는 高大學生同志 諸君! 우리 高大는 過去 日帝 下에서 抗日 鬭爭의 總本山이었으며 解放 後에는 人間의 自由와 尊敬을 死守하기 위하여 滅共戰線의 前衛的 隊列에 섰으나 오늘날은 眞正한 民主理念의 爭取를 위한 反抗의 烽火를 높이 들어야 하겠다.

高大學生同志 諸君!

우리는 青年 學徒만이 眞正한 民主歷史創造의 役軍이 될 수 없음을 銘心하여 總躍起하라.

口號

- 一、 既成世代는 自省하라.
- 一、 馬山事件의 責任者를 即時 處斷하라.
- 一、 우리는 行動性 없는 知識人을 排除한다.
- 一、 警察의 學園 出入을 嚴禁하라.
- 一、 오늘날의 平和的 示威을 妨害치 말라.

△「高대新聞」一九六〇년 五月 三일 차 <

# 宣言文

## 서울대학교學生會

象牙의眞理塔을 박차고 거리에 나선 우리는疾風과 같은歷史의潮流에 自身을 參與시킴으로써 理性과 眞理, 그리고 自由의 大學精神을 現實의 慘憺한 藩土에 뿌리려하는 바이다.

오늘의 우리는 자신들의 知性과 良心의 嚴肅한 命令으로 하여 邪惡과 殘虐의 現狀을 糾彈匡正하려는 主體的 判斷과 使命感의 發露인을 發見하여 宣明하는 바이다.

우리의 知性은 暗澹한 이 거리의 現狀이 民主와 自由를 僞裝한 專制主義의 懷毒한 專橫에 基因한 眞理를 斷定한다. 무릇 모든 民主主義의 政治史는 自由의 鬭爭史이다. 그것은 또한 如何한 形態의 專制로 民衆앞에 君臨하는 「종이로 만든 호랑이」같이 醜惡한 眞理를 敎示한다.

韓國의 日淺한 大學史가 赤色專制에의 果敢한 鬭爭의 巨劃을 掌하고 있는데 크나큰 自負를 느끼는 것과 똑같은 論理의 演繹에서 民主主義를 僞裝한 白色專制에의 抗議를 가장 높은 榮光으로 우리에 自負한다.

近代의 民主主義의 基幹은 自由다. 우리에게서 自由는 喪失되어 가고 있다는 것을, 아니 손두리째 剝奪되고 있다는 것을 우리는 理性의 慧眼으로 直視한다.

이제 막 自由의 戰場엔 불이 불기 始作했다. 正當히 가져야 할 權利를 奪還하기 위한 自由의 鬭爭은 燎原의 불길처럼 번져가고 있다. 自由의 戰域은 巴야흐로 熾盛해가고 있는 것이다.

民主主義와 民衆의 公僕이며 中立의 權力體인 官僚과 警察은 民主를 僞裝한 家父長의 專制權力의 下手人으로 받았었다. 民主主義 理念의 最低의 公理인 選舉權마저 權力의 魔手 앞에 斷斷되었다. 言論出版集會 結社 및 思想의 自由의 불빛은 無識한 專制權力의 惡辣한 發惡으로 하여 깜박이던 빛조차 사라졌다. 眞漆黑과 같은 밤의 繼續이다.

나이 어린 學生 金朱烈의 慘屍를 보라! 그것은 假飾 없는 專制主義專橫의 발가벗은 裸像밖에 아무것도 아니다.

저들을 보라! 卑屈하게도 威嚇과 暴力으로 우리들을 對峙한다. 우리는 百步를 讓步하고라도 人間的으로 부르짖어야 할 같은 學究의 良心을 強烈히 느낀다.

보라! 우리는 기쁨에 넘쳐 自由의 빛을 울린다. 보라! 우리는 沈沈한 밤의 沈默에 自由의 鐘을 亂打하는 打手의 一翼임을 자랑한다. 日帝의 鐵鎚아래 미칠듯 自由를 歡呼한 나의 아버지, 나의兄弟와 같이!

良心은 부끄럽지 않다. 외롭지도 않다. 永遠한 民主主義의 死守派는 榮光스런 기만 하다.

보라! 現實의 뒷골목에서 勇氣 없는 自虐을 되씹는 者까지 우리의 隊列을 따른다. 나가자! 自由의 秘密은 勇氣일 뿐이다.

우리의 隊列은 理性과 良心과 平和, 그리고 自由에의 熱熱한 사랑의 隊列이다. 모든 法은 우리를 保障한다.

一九六〇年 四月 十九日

△李秀正씨 啓공▽

## ソウル大学生宣言文

### 第一宣言文

(西紀一九六〇年四月一九日)

象牙の塔をはねのけ街路に現われ出た我々は、疾風のよ  
うな歴史の潮流に自己を参与させることによって理性と真  
理、そして自由の大学精神を現実の惨澹たる薄土にまき散  
らそうとするものである。

今日の我々は自信の知性と良心の嚴肅な命令に従って邪  
悪と残虐の現状を糾弾、是正しようという主体的判断と使  
命感の発露をここにはっきりと宣明するものである。

我々の知性は暗澹たるこの街路の現状が民主と自由を偽  
装した専制主義の豹毒な専横に基因したことを断言する。  
数多いすべての民主主義の政治史は、自由の闘争史である。

それはまたいかなる形態の専制でも民衆の前に君臨するハ  
リコの虎のように崩されることを教示してくれる。

韓國の日浅い大学史が、赤色専制への果敢な闘争の偉業  
を掌していることに大きい自負を感じているのと全く同じ  
論理の演繹から、民主主義を偽装した白色独裁に対決する  
ことを最も高い榮光として我々は自負する。近代的民主主  
義の基幹は自由である。我々から自由が喪失されているこ  
とを、いやそのすべてが剝奪されていることを我々は理性  
の慧眼をもって直視する。

今やまさに自由の戦場には火が燃えはじめた。正当にも  
つべき權利を奪還するための自由の闘争は燎原の火のよう  
に燃えひろがっている。自由の戦域はいまやまさににえた  
ぎっている。民主主義と民衆の公僕であり、中立的権力体  
である官僚と警察は民主主義を偽装し、家父長的専制権力  
の下手人に変ぼうした。民主主義理念の最低の公理である  
選挙権まで権力の魔手の前に壟断された。言論、出版、集  
会、結社及び思想の自由の光は時代錯誤的な専制権力の悪  
辣なるあがきによりその輝きを奪われた。長い暗黒の夜が  
続いた。幼い学生「金朱烈」の惨屍をみよ！ それは仮借  
なき専制主義専横の赤裸々な裸像以外の何物でもない。彼  
らを見よ、卑屈にも威嚇と暴力をもって我らに向おうとし  
ている。我らは百歩を譲るにしても人間的に叫ばなければ  
ならない。学究の良心を強烈に感じないわけにはいかない。  
見よ！ 我らは喜びにあふれ自由の炬火を空高く掲げる。

見よ！ 我らは暗い夜の沈黙に自由、自由の鐘を乱打す  
る打手の一翼であることに誇りを感じる。

日帝の鉄槌下で狂う程に自由を欲呼した我々の父や我々  
の兄達と同じように！ 良心は何らの恥も知らない。我々  
は孤独ではない。永遠なる民主主義の死守派は榮光に輝い  
ている。見よ！ 現実の見捨てられた勇気を失い白虐の奈  
落にいたる者まで我々の隊列に続いている。出よう！ 自  
由の秘密は勇氣のみである。我々の隊列は理性と良心と平  
和、そして自由への熱烈な愛の隊列である。あらゆる法は  
我々を保障する。



## 第二宣言文

(西紀一九六一年四月十九日)

今日、我々は去りゆかぬ一年間の痛憤と憤怒を抱いたまま、我らの鮮血で血ぬられた四月の広場に再び集まった。回顧するに闕うこの民族と若い人達の悲痛は切実であったし、その期待は壮大であった。雨のように注ぐ弾丸の前で恐れを知らず、立ちほだかったその日の心鏡は今想い起こしても胸が痛む。それは怒りと建設の意欲にみちた我が祖国の若人でなければ不可能なことであった。我々はこの闘争で特権と単独政府の私欲の上に打ち立てられた李承晩体制を崩そうと肉薄した。しかし内外に根強く打ち込められた李承晩的反民族体制は、姿を変えただけで本質においてはそのまま持続され、より一層悪化されていくのみである。

より多く増大する絶糧民と社会悪はこの実情を物語るものである。

気高い三、四月の抗争は政治指導組織の虚弱性と転換期理論の貧困性がこの抗争を中止させた。

のみならず特権意識にみちた輩に政権を与える失敗をした。一にも十にも痛憤を感じないわけにはいかず、これにより、過ぎし一年間の政治時間は恥辱とうつ憤のほか何もない。

我々は三、四月抗争を継続発展しなくてはならない。今この国の歴史事実を前進的に変革させるためには反封建、反外勢、反買弁勢力の上にたてられる民族革命を達成する道以外にない。この民主民族革命遂行の前途には、引き裂かれた祖国の民族統一という大きな課題がおかれている。これを実現するため我々はその若い隊列を整備前進しようとするのである。

このような理論的および組織体制をもっていなかった我々は三、四月の気高い抗争を空虚な結果に帰した。またその後継続した保守陣営と革新陣営の存在は特権的小乗的行動と無責任で過去一年を送ってきた。

我々はこのようなすべての失敗を鏡にしてここに展望される新しい局面を、どのような事があったも特権でなく、民主民族両断でなく、統一国依存で行い民族自立の方向を争取しなくてはならない。このようにすることで榮光に輝く統一祖国をもつことが出来る。

我々はこの目的のために前進する。激しく散った「三、四月」の英雄と先賢烈士の墓に勝利の花束を捧げられるその日まで。。。

韓国に在野勢力及び野党の間で、民主回復闘争をより種々に押し直さるため  
力の結集をはかりたい。3月31日の「手摺書」金大中、金泳三、梁一秉、4氏の会談  
により新民党、統一党、両党と合党作業とかが決まることが決定された。

「東亞日報」では上記4氏に個別に今後の政局展望及び在野勢力の結集についての  
意見を聞き、4月1日から4日まで、1面に連載した。

4月1日 手摺書氏  
2日 金泳三氏  
3日 金大中氏  
4日 梁一秉氏

以下は4月2日の金泳三新民党總裁へのインタビュー記事である。(記者注)

### — 民主回復の叫びをあげて —

— 「東亞日報」4月2日付 11面 —

新民 金泳三 總裁

「野党統合」方針と政局展望を聞く。

昨年八月、全党大会で新民党の党権を握った以後、七月余の間、苦しい改進黨争を繰り返した。  
金泳三 總裁は、今、在野勢力の統合実現という、もう一つの大仕事を荷うようには、た。改進黨争の単  
一化と党権態勢の確立の為、野党統合が、新党推進にはなくては、新民党と一心同力として推進されている  
といふことは、鬼に面、一矢も千駄も歩かない闘争で、各々新民党と争成長させ、最終目標である、政権  
交替の道のり、却って、又かたや軽くはしようもない。

「この時点での野党の急先鋒は、改進黨争の単一化を成し、党権政党としての内容と基盤を築くことだ。  
従って、野党統合の原則合算は、名実ともに野党が党権体制と備えるようになる時、非難に及ば  
ない意味がある。」 金總裁は、野党統合が、民主主義争奪という国民の期待に答えて、虚脱感と野  
北鬱鬱を一掃し、希望と勇気を与える契機とすべきと評価し、党権態勢確立の側面を強調した。

#### 「虚脱」の衝撃療法

— 野党統合は歴史的必要性があるといふが、時期を現在に選んだ理由は……。

「新民党が、昨年八月以後、改進黨を第一の当面目標として、闘争してきた間、多くの民主人工の犠牲がおこ  
さへ、国民的ブルームが、急激に上昇した。このように、今は、民主回復の結集期に達して、  
その目標を早める為、政治一線のみならず、責任ある政党が、力を合わせるべきだと判断した。のみならず  
刑法が振るうに処置され、国民投票という造作劇が画面上に今日、虚脱感に衝撃療法を用いる  
効果もみられた……。」

十月維新を前にして今、新民党と、統一党、全党だけでなく、野党が、一七以前への復帰と

自ら実践する意味が、小にとほはいい。金院氏は、ここで、野党統合の政治の正策軌道進入と期待しているようだ。

### 金大中氏とは同体

—今回、野党統合原則に至る迄の背景に対して……。

「この間、様々は在野人エスとの接触で、その必要性を切感していた。特に、手澤善、金大中、梁一康氏とは、個別的に多くの話しをした。何れも、尹先生の救国一念に崇高な愛国心に敬意を表わし、梁一康党首の投身成仁の偉大な意志に尊敬を注ぎたいといふので、金大中氏の努力は勿論です……。」

今迄、在野勢力の統合は、金泳三、金大中氏と、どのように一者になるかといふことが、大問題といふべきことは事実だ。金院氏は、「手澤善氏と金大中氏に対しては、色々はことと考慮している。」が、金大中氏は、国いの争いの中は、強調した。「金大中氏とは永遠なる同志として一心同体となり、競争は一つといふ、国いの争いも交換された。一部では、我々の互いに争いあふかと憂慮するかも知れないが、他では民主回復が成される時まで待たせておく。この国に、民主主義を花咲かす。その日は一つあれば一者だといふ誓いがけがけした。」

### 「一日も早い結合を」

—将来の野党統合の推進に対する構想を……。

「情報政治といふものが、あり、あつたにほらまわっている。それと黙ってみていることには、いけません。政壇の争い、一環不ある為にも、一日も早い結合を志しています。色々は難いかもしれませんが、伯人を超越して、この国の民主主義と、野党の将来の為に、後手にある偉大な遺産を抱かせる覚悟で、謙歩して協調する方が、軽くないと思えます。これとこれに、政壇推進等民主回復の争いは、現在の事件で最善と尽します。」

### 「決断と下す時」

—政府と国民に願うに……。

「このよう形態であるとも、平和的の政権交替の道を探ることを望みます。しかし、現政権は腐敗不祥で悲劇的の終末の道に走っている。結局これは、朴正熙大統領伯人の不祥であるのかわらぬ。国民全体の不幸とするおそれがあります。私下、この政権が、不幸になることを決して望んでいません。」  
今では遅くないから、朴大統領が、自ら決断を下し、民主的政壇とせよといふことです。この、安保の正道に……。たとえば、この項、政府が、急行料と一括しようとしたが、この政府権力と結び付いた不正腐敗が解決出来ぬといふのみならず、貧富隔差の拡大化と、極に達した庶民生活苦問題も、深刻化……。この全この不条理は、長期政権の必然的産物であるので、政権交替の……、根本問題が解決出来ません。そして、国民には、事實上、野党を声援し……、この、国と自分と、後手にあるの道です。

＜金 賢 翊 記者＞

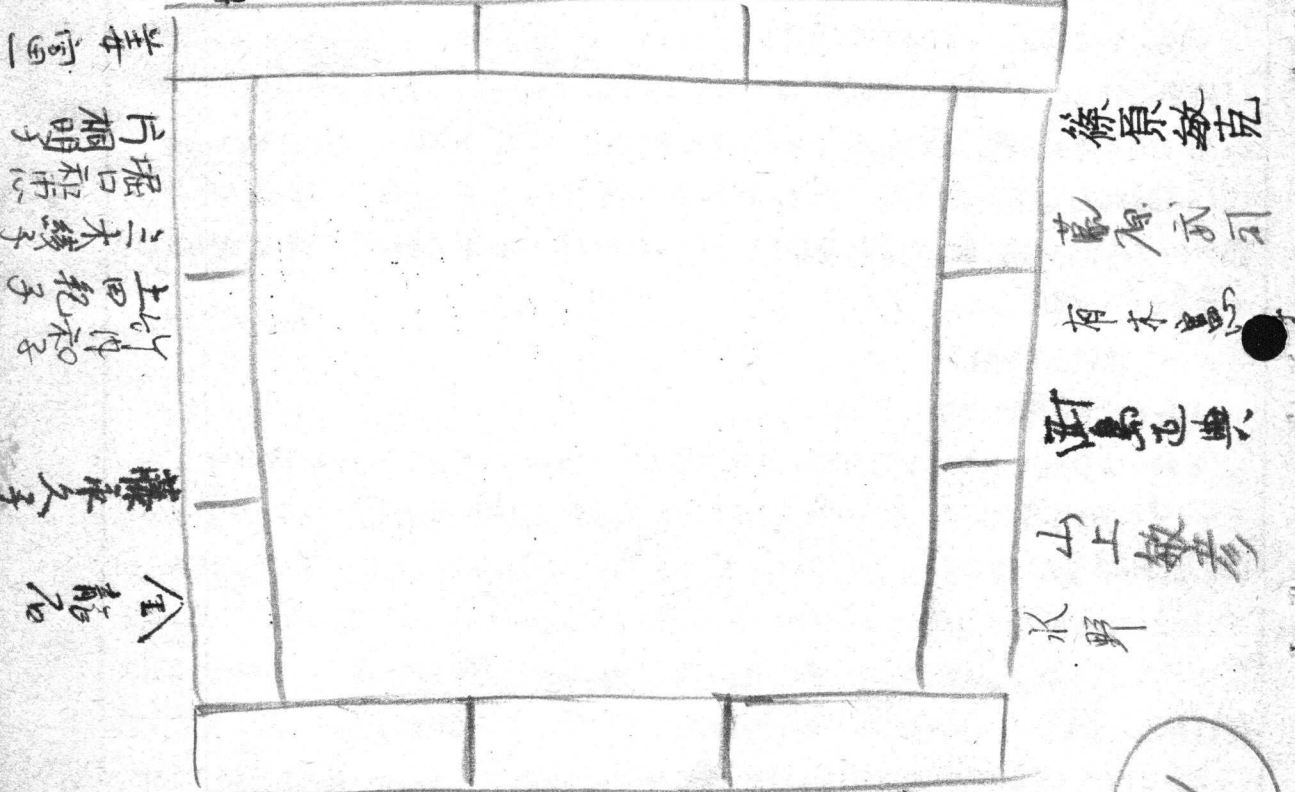
1975年  
4月19日

- (1) 4.19について。(ヒダの報告)
- (2) 現状 (1.田川)
- (3) 工作 (1.田川)
- (4) 詩の朗読

(2) 横井が最初の広告解除

四人集の記者のヒダだった。 — 「あのヒダ」  
「ヒダ」

津島 内田 金 山 田 田



山田 田川

黒板

山田